

## レンタカー御使用にあたっての保険補償について

当社では万が一の事故による、お客様のご心配、ご負担を軽減するために、下記の範囲内にて補償いたします。但し、事故現場より警察及び当社への連絡など所定の手続きがとられていない場合は補償制度の適用を受けられません。  
損害の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらず**警察及び当社にご連絡ください。**

	補償額	詳細	免責(自己負担額)
対人賠償	<b>無制限</b>	1名 限度額	なし
対物賠償	<b>無制限</b>	1事故 限度額	<b>1事故5万円</b>
人身傷害	<b>無制限</b>	1名 限度額	なし
※マイクロバスのみ	<b>1億円</b>	1名 限度額	なし

※対物免責の振込手数料￥756はご負担となります

### 車両保険内容 (クレーン本体にも保険適用しております。)

#### 1. 車両保険で対応できる事例

衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来・落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮、その他、偶然の事故によって車両に生じた損害。

ただし、**クレーン免許（小型移動式クレーン・玉掛け）所持、もしくは技能講習修了者以外の方のクレーン操作における事故に関しましては保険適用できません。**

#### 2. 車両保険で対応できない事例

- 地震、噴火、津波による損害。
- 使用者が故意に車を破損した場合。詐欺、横領にあたる行為とみなされた場合。
- 車が航空機、船舶等によって輸送されている間の損害。
- 各種テスト・競技への使用、または他車のけん引・後押しに使用した場合
- 使用方法による損害**（エンジン・クラッチ等の損傷焼損、車体の付着物・臭気）原状復帰費用
- 故障損害**。操作ミス（スイッチ押しづれ・運転の仕方等）による故障・損害、電気・機械的損害
- タイヤの単独損害。（他の部分と同時に被った損害と火災、盗難の損害を除く。）
- 故障、事故、いかなる場合において、荷物・積載物の損害。
- 貸渡約款に違反している場合**（法令違反・無断延長・又貸し・当社の承諾なく示談すること等）
- 使用・管理上の落ち度があった場合**（鍵の管理が不十分で盗難にあった場合や車内外備品の紛失）

車両賠償保険を使用する場合、下記の免責が掛かります。

**車両免責 10万円**   ※大型・増トンは保険内容が異なります

※事故・自損等、走行に支障がある場合レッカーダー等の車両移送費用（当社指定工場）は、お客様ご負担となります。

☆上記のお客様ご負担金額（免責等）とは別に、レンタカーが事故等によって修理する場合、

**休車料(修理車両の1日料金×修理日数)を申し受けます。**

※ 休車料は店頭表示料金表の金額で申し受けます。

◊万が一当社の営業時間外に事故を起こされた場合は、下記に連絡をお願いします。

損保ジャパン日本興亜 TEL 0120-256-110